

## 組織内弁護士による国選弁護・当番弁護の受任に関する倫理行動指針

日本組織内弁護士協会

平成 22 年 3 月 3 日制定

平成 22 年 3 月 8 日公表

### 第 1 はじめに

- (1) この指針は、弁護士倫理の観点から、組織内弁護士が国選弁護・当番弁護を受任することの意義と問題点、受任を避けるべき事件、国選弁護・当番弁護を受任する場合に遵守することが望ましい事項などについて指針としてまとめたものである。
- (2) この指針は、当協会として、現時点で相当と思われる一定の基準を示すことにより、組織内弁護士の倫理と被告人及び所属組織の利益に反するような事態を防止することを目的とするが、その適用においては、当該組織内弁護士の職務の内容や業務の実態、所属組織の事業、形態、利益相反の状況等を考慮して、個々具体的な事例に応じた適切な対応がなされるべきである。
- (3) この指針は、当会の会員のみならず、広く組織内弁護士一般に対して提供されるものである。

### 第 2 国選弁護・当番弁護を受任することの意義と問題点

国選弁護・当番弁護の受任は、多くの弁護士会で社会正義の実現に資する公益活動の一つとみなされ、会員には自発的かつ意欲的な事件受任が期待されている。また、刑事事件の処理は、民事事件とは異なる厳格な証拠法則や尋問技術などの法廷戦術を磨く貴重な機会ともなっており、弁護士にとっても重要な研鑽の場となっている。特に、比較的経験の浅い弁護士にとっては、研鑽の場としての意義は小さくない。

一方で、裁判員制度の導入などにより刑事弁護業務の重要性や難易度は更に増しており、経験の浅い弁護士が単独で処理することが難しい場合も少なくない。無理に単独で処理をすれば被疑者・被告人が十分な弁護活動を受けられなくなる懸念もあり、経験を積んだ弁護士のサポートや共同受任が欠かせない。

こうした刑事事件を受任することの意義や懸念は、組織内弁護士においても変わるところはない。弁護士登録と同時に企業に就職した新人弁護士にとっては、法廷経験を積む極めて貴重な機会となる反面、職場に十分な経験を積んだ先輩弁護士がいないためサ

ポートが受けられない可能性も高く、刑事事件を受任することの意義も懸念も法律事務所に所属する弁護士以上に顕在化し易い。

加えて、組織内弁護士は、所属組織の就業規則や就業時間による活動の時間的場所的制約、職場における事件の秘密保持、所属組織の事件への関与の防止、などの諸点において、法律事務所に所属する弁護士以上に様々な配慮を必要とする。その上、十分な配慮を怠れば、所属組織が無用な紛争や論争に巻き込まれる懸念がある。法律事務所と異なり、特定の事業を営んでいる組織等にとって無用な紛争や論争に巻き込まれることは絶対に避けなければならないことである。

このように、組織内弁護士が国選弁護・当番弁護を受任するという事は、それ自体、法律事務所に所属する弁護士とは異なった意義や問題の双方を生じさせる可能性がある。一概に「組織内弁護士は国選弁護・当番弁護を受任した方がよい」「受任しない方がよい」と言えるものではない。よって、実際に受任するか否かは、個々の事案毎に、所属組織の実状や組織内弁護士自身の弁護士としての能力、受任する予定の事件の性質や特殊性などを十分考慮し、所属組織と十分よく話し合った上で検討されなくてはならない。

### 第 3 受任するか否かについて特に注意すべき事件

#### 1. 総論

組織内弁護士が国選弁護・当番弁護を受任するにあたって十分な配慮を怠れば、所属組織や被疑者・被告人を無用な紛争や論争に巻き込む懸念がある。被疑者・被告人の利益の観点からも、所属組織との関係や影響によって、職務の適正に対する疑念を生じさせるような状況は妥当でない。

以下に、特にこうした問題を生じる危険性が高いと考えられる類型について概説するが、ここに記載したもの以外にも同様の問題を生じる可能性がないか、個別の案件毎に十分注意して受任するか否かを慎重に検討し、問題がある場合には受任を避けるべきである。

#### 2. 利益相反又は類似の状況を生じさせうる事件

受任しようとする事件が所属組織と利益相反の関係にある場合は、受任を避けなければならない。

また、直接の利益相反関係にない場合であっても、それと類似の状況を生じさせうる場合は、原則として受任を拒否するなど、受任の是非を慎重に検討すべきである。例えば、自身が証券会社に勤務する組織内弁護士であり、受任しようとする事件が当該証券会社の外務員に対する暴行事件であったような場合、当該事件と所属組織とは直接の利益相反にはならないが、利益相反類似の状況が生じうる。

こうした事件の被疑者や被告人の弁護を受任することは、職務の適正に対する疑念を生じさせかねず、所属組織に対しても社会的な不信感を与えることとなりかねないこと

から、受任にあたっては慎重な対応が求められる。

### 3. 社会的に注目されている事件

利益相反類似の関係等は見られずとも、社会的に注目されている凶悪犯罪の被疑者や被告人の弁護を受任することは、「A社が凶悪犯罪者を擁護している」といった風評を生みかねず、所属組織を無用な議論や論争に巻き込むことになりかねない。

法律事務所に所属する弁護士であれば、こうした事件の弁護を受任したとしても当該弁護士の所属事務所や、所属事務所の顧問先企業が社会的な議論や論争に巻き込まれることは考えにくい。組織の従業員や役員という立場にある組織内弁護士の場合は、直接所属組織と一体として見られ、攻撃の対象になり易いということを十分認識する必要がある。

特に、知名度が高く、公的な色彩の強い組織の場合、こうした風評被害を受けやすい傾向があり、より慎重な対応が求められる。

## 第 4 当番弁護についての留意点

当番弁護については、所属する弁護士会の会規等により、接見後、被疑者からの求めがあった場合には原則として私選弁護を受任しなくてはならないとされている場合がある。しかし、当番弁護はいかなる案件に関していかなる被疑者から依頼があるか接見以前に知ることができないため、接見以後に「第 3」にあげたような問題を含む案件であることが判明する可能性も否定できない。

法律事務所に所属する弁護士であっても、明らかな利益相反が認められるような場合には私選弁護の受任を拒否できることは当然であるが、組織内弁護士について「第 3」にあげたような事情が認められる場合に受任を拒否する等の対応が可能であるかについては事前に所属する弁護士会に相談しておくことが望ましい。

また、当番弁護から私選弁護になる場合には、被疑者自身から報酬を受領することになるが、この点について就業規則上の問題が生じる可能性がある。自身の所属する組織の就業規則上、営利活動の扱いがどのようになっているのかについては当番弁護の名簿に登載される以前に十分検討し、必要に応じて所属組織の了承を得ておくべきである。

## 第 5 受任する際の職務遂行に伴う注意事項

### 1. 総論

上記諸事項を十分考慮した上で、特定の刑事事件の受任に至った場合であっても、組織内弁護士は法律事務所に所属する弁護士と異なり、その職務遂行にあたって、①守秘義務の遵守、②所属組織への悪影響の防止、③所属組織の就業規則との抵触の回避などの観点から特段の注意や対応が求められる。

以下は、こうした特段の注意や対応を要する事項を列挙し、その対策を記載したも

のである。ここに記載した対策は、それを全て遵守しなくては上記懸念を払拭できないというものではなく、一方、これらを全て遵守すれば上記懸念を常に払拭できるというものでもない。あくまで現時点で相当と思われる一定の基準を示すものである。

## 2. 電話

- (1) 警察署、検察庁、裁判所等には、原則として直通電話番号及び弁護士個人の携帯電話番号を伝え、やむを得ない場合を除き、代表番号や共用番号を教えない。
- (2) 被疑者・被告人及びそれらの関係者に対しては、不必要な混乱を生じさせないよう所属組織の直通番号も避け、弁護士個人の連絡先（携帯電話番号など）のみを伝えることを最初に検討する。なお、私用の携帯電話番号を知らせることに懸念等がある場合は、国選弁護用の携帯電話を別に用意して所持する。
- (3) 担当弁護士の不在時に、所属組織の一般従業員等が電話対応する可能性がある場合には、警察署、検察庁、裁判所等に対して守秘義務を負っていない一般従業員が電話に出る可能性があることを予め伝えおくと共に、職場の同僚等に対して、警察署、検察庁、裁判所等から電話がかかってくる可能性がある旨を周知しておく。
- (4) 職場のデスクでの会話は周囲に聞かれる可能性があるため、警察署、検察庁、裁判所等とのやり取りは、単純な事務連絡を除いて原則として職場のデスクでは行わない。会話内容を周囲に聞かれない場所で、携帯電話か公衆電話を利用する。

## 3. ファックス

- (1) 職場の了解があれば、警察署、検察庁、裁判所等に対して、職場のファックス番号を教えても問題ない。ただし、警察署、検察庁、裁判所等に対しては、原則として事前に弁護士に対して当該弁護士が職場に在中していることを確認するための電話をしてからファックスを送信するよう依頼する。
- (2) 担当弁護士の不在時にファックスが送られて来る可能性がある場合には、職場の同僚等に対し、ファックス送付書をよく確認し、警察署、検察庁、裁判所等から担当弁護士自身あてのファックスについては 2 枚目以降を一切見ずに、そのまま担当弁護士自身に交付するよう周知しておく。
- (3) ファックス機が他部署と兼用であるなど、上記のような対応が困難な場合には、ファックスを PDF などの電子文書に変換して電子メールで受信する民間の有料サービスを利用するなどの対策を検討する。その際の費用負担については自ら所属組織と交渉する。
- (4) 事件終了後には、法テラスから、報酬の見積り通知と送金通知の 2 度ファックスが送られてくるので、これについても他の従業員が見る可能性があることを念頭に入れて必要なら対応しておく。

#### 4. 名刺

- (1) 所属組織の名刺は、被疑者・被告人、あるいは被害者などに、所属組織が犯罪に関与している、あるいは弁護活動に関与しているとの誤解を与える虞がある。
- (2) 上記の問題を回避するためには、所属組織の所在地住所（ただし、組織名や部署名は省略）を印刷した独自の名刺を用いるといった方法が有効である。
- (3) 弁護士自身の自宅住所を印刷した名刺の利用も選択肢としてあるが、自宅住所が刑事事件の関係者に知られることのリスクを十分に理解する必要がある。

#### 5. 接見

- (1) 接見は、被疑者・被告人の利益・要望と、所属組織の就業規則や業務指示のバランスに十分配慮しながら、適切な曜日・時間を選択し、本来業務と刑事事件処理との両立を図る。
- (2) 就業時間中に接見を行う場合には、就業規則上の扱いについて位置づけを明確にしておくことが必要である。

#### 6. 打ち合わせ場所

- (1) 被疑者・被告人、関係者などと事件に関して打ち合わせをする際には、弁護士会館の打ち合わせ室など、秘密が確保できる場所を利用する。
- (2) やむを得ず、喫茶店など秘密が確保できない可能性がある場所を利用する場合は、事件の秘密に関する話が漏洩しないよう十分な注意を払う。
- (3) 所属組織が事件に関与しているとの誤認を生じさせるおそれがあることから、所属組織の会議室を利用することは原則避けるべきであるが、必要やむを得ない場合においては、事前に必ず所属組織の了承を得ておくべきである。

#### 7. 所属組織の設備・備品・リソース等の利用

- (1) 事件処理にあたって、所属組織のプリンター、ファックス、アシスタントなどを利用するに際しては、当該行為が所属組織の就業規則等に違反しないか否かよく確認すると共に、必要な手続きがあれば事前に行う。
- (2) 所属組織の設備・備品・リソース等の利用についてある程度の自由裁量に委ねられている場合であっても、職場の実状に応じて部門長等に説明をして理解を得ておくことが望ましい。

#### 8. 公判期日

公判期日は就業時間中に出頭する以外に方法がないのが通常である。就業規則上の扱い等を明確にしておくことが特に重要である。

## 9. 報酬の受領

- (1) 国選弁護に対しては国から報酬が支給されるが、これを自ら受領できるか否か、受領する際に手続きが必要か否か等について、受任する前に、所属組織の就業規則や倫理規程等をよく確認し、報酬の受領に事前の承諾を要件とする組織においては、適切に承諾を得ておく。
- (2) 当番弁護で接見した被疑者から依頼されて私選弁護を受任する場合には、被疑者自身から報酬を受領することとなるが、国からの支給ではなく、金額についても任意で合意することができるため、就業規則等との関係ではより一層慎重な対応が必要である。当番弁護の名簿に登載される以前にこの問題については解決しておく必要がある。
- (3) 就業規則等において、従業員の営利活動を一切禁止する組織においては、当該規定違反を回避して受任する方法が構築できないか等について所属組織と十分議論を尽くすことが大切である。

以上